

令和3年第1回定例会

議 案

令和3年2月16日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和3年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和3年 2月16日

開会 午後2時30分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 管理者報告
- 日程第 4 議案第1号 常総運動公園管理条例について
- 日程第 5 議案第2号 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第3号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて
- 日程第 7 議案第4号 常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について
- 日程第 8 議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 9 議案第6号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第1号

常総運動公園管理条例について

常総運動公園管理条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総運動公園管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、常総運動公園（以下「公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域等の変更及び廃止)

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園施設の設置基準)

第3条 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設の制限)

第4条 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

(利用の禁止又は制限)

第5条 管理者は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 管理者は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、公園の利用を禁止することができる。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、次条第1項本文若しくは第3項又は第8条第1項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 鳥獣又は魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、又は土地の形質を変更すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること、その他不衛生な行為をすること。
- (7) 公園に居住すること。
- (8) 工作物を設けること。
- (9) 土石、木材等の物件を堆積すること。
- (10) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第7条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を一時的に独占して使用すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (7) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

2 前項本文の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所及び内容その他規則で定める事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

3 第1項本文の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を管理者に提出してその許可を受けなければならない。

4 管理者は、第1項各号に掲げる行為が公園の保全又は公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項本文又は前項の許可を与えることができ

る。

5 管理者は、第1項本文又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設)

第8条 公園の有料公園施設(常総地方広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)が設置し、又は管理する公園施設のうち有料で利用させる施設をいう。以下同じ。)を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 有料公園施設の名称及び位置並びに種類は、別表第1のとおりとする。

3 有料公園施設の利用の申請等については、別に規則で定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の原状回復の方法
- ケ その他管理者が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他管理者が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の管理方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の原状回復の方法
- (5) その他管理者が指示する事項

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様替で、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

4 公園施設の設置許可を受けようとする者若しくは公園施設以外の工作物その他の物件若しくは施設を設けて公園の占用許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (4) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可又は第7条第1項本文若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはならない。

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。
- (6) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し若しくは移転したとき。
- (7) 第10条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(原状回復又は損害賠償)

第13条 利用者は、建物又は器具その他の物件を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。この場合において、利用者がこれを履行しないとき、又は履行が不完全で管理者が代わってこれを行ったときは、管理者は、その費用を当該利用者から徴することができる。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第14条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため、必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第15条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められるものについては、同号の掲示期間が満了しても、なお、その工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨をホームページに掲載すること。

2 管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者の閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第16条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例及び価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第17条 法第27条第6項の規定により、保管した工作物等については、規則で定める方法により、売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第18条 管理者は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定

める様式による受領書と引き換えるものとする。

(使用料及び占用料)

第19条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可又は第7条第1項本文若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2から別表第4までに掲げる額の使用料及び占用料を納付しなければならない。

2 第8条第1項の許可を受け、有料公園施設を利用しようとする者は、別表第5に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料及び占用料の徴収等)

第20条 前条に規定する使用料及び占用料は、同条に規定するそれぞれの許可の際、徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 占用料の額が年額で定められている占用物件にあつては、占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、占用期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

3 占用料又は使用料の額が月額で定められている占用物件又は公園施設の設置若しくは管理にあつては、占用期間若しくは設置若しくは管理の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

4 占用の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。

5 占用、設置若しくは管理若しくは行為に要する面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

(使用料及び占用料の減免)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公益を目的とする場合

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として利用する場合

(3) その他管理者が減額し、又は免除することが適当と認める事由がある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当する場合

(使用料及び占用料の還付)

第22条 管理者は、既納の使用料及び占用料は、還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって、利用することができなくなったとき。

(2) 許可を受けた者が利用開始日の7日前までにその取消しを申し出たとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第23条 管理者は、公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和

22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって管理者が指定する者(以下「指定管理者」という。)に公園又はその一部の施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第 7 条第 1 項本文及び第 3 項並びに第 8 条第 1 項に規定する許可に関する業務
- (2) 公園施設(法第 5 条第 1 項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。次条において同じ。)の維持及び修繕に関する業務
(管理の基準)

第 24 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 公園利用者に対して平等、かつ、適切なサービスを行うこと。
- (3) 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
(指定管理者の指定手続)

第 25 条 指定管理者の指定手続等については、常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 7 号)の定めるところによる。

(利用料金)

第 26 条 第 7 条第 1 項本文若しくは第 3 項の許可(指定管理者の許可に限る。)を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者が定める額の利用料金を許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表第 2 に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の收受)

第 27 条 管理者は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第 28 条 指定管理者は、公園の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 直接公共又は公益のために利用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として利用するとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、規則で定める事由に該当するとき。

(利用料金の還付)

第 29 条 指定管理者は、既に納付された利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって利用することができなくなったとき。

- (2) 許可を受けた者がその利用開始日の7日前までにその取消しを申し出たとき。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第30条 常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、管理者が公園の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、管理者は、別表第2に掲げる額の範囲内において、管理者が定める額の使用料を徴収するものとする。

- 2 前項の場合における使用料の納付、減額又は免除及び還付については、第26条第1項、第28条及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「管理者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による利用の禁止又は制限に違反して利用した者
- (2) 第6条の規定に違反した者
- (3) 第7条第1項本文又は第3項の規定に違反した者
- (4) 第10条第1項又は第2項の規定による管理者の命令に違反した者

第33条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(常総運動公園の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 常総運動公園の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第2号）は、廃止する。

別表第1（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設の名称及び位置	有料公園施設の種類
常総運動公園 守谷市野木崎 4700 番地	野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場・多目的広場・室内温水プール・屋外プール（無料施設 ゲートボール場）

別表第2（第19条関係）

第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の内容	単位	金額(円)
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき	540
業として行う写真の撮影	写真機1台につき1日	100
業として行う映画の撮影	1日につき	5,400
興行	1日につき	5,400
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	50

別表第3（第19条関係）

法第5条第1項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

区分	単位	金額(円)
公園施設の設定	1平方メートルにつき1月	30
公園施設の管理	1平方メートルにつき1月	350

別表第4（第19条関係）

法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合の占用料

占用物件名	単位	期間	金額(円)	
電柱その他これらに類するものを設ける場合	1本	1年につき	1,500	
地下埋設物	外径30cm未満のもの	1メートル	1年につき	190
	外径30cm以上のもの	1メートル	1年につき	480
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する仮設工作物	1平方メートル	1日につき	44	
公衆電話所	1箇所	1年につき	1,400	
郵便差出箱	1箇所	1年につき	600	
その他の占用	1平方メートル	1月につき	100	

別表第5（第19条関係）

(1) 有料公園施設の利用区分、利用時間及び使用料

施設名	区分	使用料（円）			
		6時～9時	9時～13時	13時～17時	17時～21時
野球場	全面	3,750	5,000	5,000	5,000
総合体育館	全面		5,000 (6,000)	5,000 (6,000)	5,000 (6,000)
	2分の1面		2,500 (3,000)	2,500 (3,000)	2,500 (3,000)
	4分の1面		1,250 (1,500)	1,250 (1,500)	1,250 (1,500)
会議室	全室		200	200	200
	2分の1室		100	100	100
テニスコート	1面	1時間につき			400
自由広場	1面	1時間につき			1,250
	2分の1面	1時間につき			750
	4分の1面	1時間につき			400
陸上競技場	全面専用	1時間につき			1,250
	一般個人	1名1時間につき			150
	小中学生個人	1名1時間につき			100
多目的広場	全面	1時間につき			750
	2分の1面	1時間につき			370
室内温水プール	一般個人	1名1回につき			400
	小中学生個人	1名1回につき			120
	全面専用	2時間につき			21,000
	1コース専用	2時間につき			3,000
屋外プール	一般個人	1名1回につき			500
	小中学生個人	1名1回につき			200
ゲートボール場	全面	無料			

備考

- 1 この表でその使用時間が区分されたものについて、使用時間がその区分に満たない場合でも、時間割計算はしないものとする。
- 2 この表は、圏域内利用者（常総地方広域市町村圏事務組合同規約（昭和47年地指令第297号）第2条及び第3条に規定する市に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。以下同じ。）が半数を占める場合に適用し、圏域内利用者が半数に満たない場合は、この表の使用料の額に2を乗じて得た額とする。
- 3 この表の（）書きの使用料は、7月から9月までに使用する場合に適用する。
- 4 室内温水プールのコース専用に係る使用については、大会等で全面使用する場

合のほかは、1コースのみとし、10人以上の使用に限る。

- 5 室内温水プールの回数券は、一般4,000円、小中学生1,200円とし、当該回数券の表示額の1割増しの額の回数分を使用できるものとする。
- 6 興行、営利又は宣伝を目的として使用する場合は、この表の使用料の額に4を乗じて得た額とする。
- 7 施設の使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 8 未就学児にあつては、個人利用に限り無料とする。

(2) 使用時間及び使用日

区 分	使 用 時 間	使 用 日
野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、6月から9月までの間にあつては、午前6時から午後9時までとする。	毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、屋外プールの使用日に当たる日及び火曜日が祝日の場合を除く。
テニスコート		
自由広場		
総合体育館		
室内温水プール	午前9時から午後9時まで	
陸上競技場	午前9時から午後7時まで。ただし、6月から9月までの間にあつては、午前6時から午後9時までとする。	
多目的広場		
ゲートボール場 (無料施設)		
屋外プール	午前9時から午後5時まで	7月1日から同月19日までの土曜日、日曜日及び祝日並びに同月20日から8月31日まで(9月1日又は同月2日が日曜日の場合にあつては、その日曜日まで)の毎日

備考

- 1 管理者が特に必要と認めるときは、使用時間及び使用日を変更することができる。
- 2 使用時間には、利用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。

提 案 理 由

議案第 1 号 常総運動公園管理条例について

常総運動公園の指定管理者制度等の導入に向け、新規条例を制定し、現行の常総運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

新規条例の主な内容は、都市公園法において、地方自治体の条例で定めることとしている事項の整備、民間資金を活用した新たな整備・管理手法の公募設置管理制度による建蔽率の特例、公園内の工作物や施設の設置における占用許可等の規定並びに地方自治法における指定管理者制度の規定を設けるものです。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 2 号

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成 23 年常総地方広域市
町村圏事務組合条例第 5 号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 1 6 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成18年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「施設を使用しようとする者は、使用許可を受ける際に、別表第2に定める使用料を納付しなければならない」を「第6条第1項の許可を受けた者は、施設を利用しようとするときは、当該施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を同項の許可の際に指定管理者に納付しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「管理者は、指定管理者に対し、使用料を当該指定管理者の収入として收受させるものとする」を「利用料金は、管理者が公益上必要があると認める場合を除き、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする」に改める。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「既に納付された使用料は、還付しない」を「指定管理者は、既に納付された利用料金は、還付しないものとする。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる」に改め、同条ただし書を削る。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 施設利用者に対して平等、かつ、適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設の維持管理を適切に行うこと。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第16条 常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)第10条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、管理者が当該施設の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、管理者は、別表第1に掲げる額の範囲内において、管理者が定める額の使用料を徴収するものとする。

2 前項の場合における使用料の納付及び還付については、第10条第1項及び第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「管理者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 第6条第1項の許可を受けた者は、施設を利用しようとするときは、当該施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を同項の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 施設を使用しようとする者は、使用許可を受ける際に、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>ただし、別表第2に定める使用料の範囲内で指定管理者が申請し、管理者が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 利用料金は、管理者が公益上必要があると認める場合を除き、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>2 管理者は、指定管理者に対し、使用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p>
<p>(利用料金の還付)</p> <p>第11条 指定管理者は、既に納付された利用料金は、還付しないものとする。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(使用料)の還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。</p> <p>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。</p> <p>(2) 施設利用者に対して平等、かつ、適切なサービスの提供を行うこと。</p> <p>(3) 施設の維持管理を適切に行うこと。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第16条 常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号）第10条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、管理者が当該施設の管理を臨時に行うときに限り、</p>	<p>[新設]</p>

新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、管理者は、別表第1に掲げる額の範囲内において、管理者が定める額の使用料を徴収するものとする。

2 前項の場合における使用料の納付及び還付については、第10条第1項及び第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「管理者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 (略)

別表第2 (第10条関係)

使用区分	単位	利用料金
温浴施設	1人1回	高校生以上 (15歳以上) 1回 520円 回数券 (11枚) 5,240円
		65歳以上、小・中学生、障害者 1回 310円 回数券 (11枚) 3,140円
		幼児、障害者 (小・中学生) 無料
宿泊施設	1人1泊 (1室1人で利用)	高校生以上 (15歳以上) 5,090円 65歳以上 4,890円
	1人1泊 (1室2人以上で利用)	高校生以上 (15歳以上) 4,190円 65歳以上 3,980円 小・中学生 3,140円
	休憩1室1時間	1,050円
健康増進施設	1人1回	660円
	会員 1月	6,690円
	3月	18,980円
	6月	36,850円
研修室	1時間	310円
多目的ホール	1時間 (貸切)	全部 2,100円
		半分 1,050円

(委任)

第15条 (略)

別表第2 (第10条関係)

使用区分	単位	使用料
温浴施設	1人1回	高校生以上 (15歳以上) 1回 520円 回数券 (11枚) 5,240円
		65歳以上、小・中学生、障害者 1回 310円 回数券 (11枚) 3,140円
		幼児、障害者 (小・中学生) 無料
宿泊施設	1人1泊 (1室1人で利用)	高校生以上 (15歳以上) 5,090円 65歳以上 4,890円
	1人1泊 (1室2人以上で利用)	高校生以上 (15歳以上) 4,190円 65歳以上 3,980円 小・中学生 3,140円
	休憩1室1時間	1,050円
健康増進施設	1人1回	660円
	会員 1月	6,690円
	3月	18,980円
	6月	36,850円
研修室	1時間	310円
多目的ホール	1時間 (貸切)	全部 2,100円
		半分 1,050円

	宿泊1人1泊	高校生以上（15歳以上） 3,140円 小・中学生 2,620円		宿泊1人1泊	高校生以上（15歳以上） 3,140円 小・中学生 2,620円
地域交流スペース	1時間	310円	地域交流スペース	1時間	310円
備考			備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊料には朝食代と寝具利用料を含む。 2 多目的ホールでの宿泊は、宿泊施設が満室時に限り、20名以上27名以下の団体に貸出する。 3 宿泊者は320円で健康増進施設を利用できる。 4 健康増進施設利用者は温浴施設の使用ができる。 			<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊料には朝食代と寝具利用料を含む。 2 多目的ホールでの宿泊は、宿泊施設が満室時に限り、20名以上27名以下の団体に貸出する。 3 宿泊者は320円で健康増進施設を利用できる。 4 健康増進施設利用者は温浴施設の使用ができる。 		

提 案 理 由

議案第 2 号 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総広域地域交流センターの管理運営につきましては、指定管理者による管理運営と規定しておりますが、今年度に生じた指定管理者の指定取り消しを踏まえ、指定管理者が不在となった場合の直営による管理運営の規定等を新たに設けるとともに、指定管理者が行う管理の基準を定め、語句の整理をするものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第3号

東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて

原子力発電所事故に係る損害賠償について、次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

1 あっせんの申立先

東京都港区西新橋1丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

2 あっせんの申立人及び申立ての相手方

- (1) 申立人 茨城県守谷市野木崎2522番地
常総地方広域市町村圏事務組合
- (2) 相手方 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

3 損害賠償額

(平成23年度から平成30年度)

損害項目	金額	備考
1 測定経費	3,660,654円	放射能測定器校正 施設周辺放射能環境測定等
2 人件費	9,440,460円	指定廃棄物積込み保管作業 特殊勤務手当等(1,010人工・4,040時間)
3 その他損害	12,802,284円	指定廃棄物一時保管施設仮囲い工事 指定廃棄物積込み保管作業及び保管維持に係る 消耗品並びに保護具等
合計	25,903,398円	

提 案 理 由

議案第 3 号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて

東京電力ホールディングス株式会社に対し、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に組合が要した平成 23 年度から平成 30 年度までの費用のうち、支払いに応じていない損害賠償額について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てをするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第4号

常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について

常総広域地域交流センターの前指定管理者が指定期間満了前に撤退したことに伴う違約金及び損害賠償並びに当該指定管理者に対する施設休業に伴う補償に関し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

記

1 概要

当組合が管理する常総広域地域交流センターにおいて、令和3年度末までの期間で指定を受けていた相手方から、新型コロナウイルス感染症に起因する収入減により、指定期間満了前の撤退の申し出があり、当組合は相手方に係る指定管理者の指定を令和2年10月31日付けで取り消した。

当組合が被った指定期間満了前の撤退に伴う違約金及び損害の賠償と、相手方に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための施設休業に伴う補償について、当組合と相手方との間で和解するものである。

2 和解の相手方

茨城県取手市新町6丁目17番1号

総合建物サービス株式会社 代表取締役 大野洋平

3 和解の内容

当組合及び相手方は、当組合が行った指定の取消しが新型コロナウイルス感染症に起因する相手方の収入減による撤退の申出を受けてのものであることを踏まえ、指定期間満了前の撤退に伴う違約金及び損害の賠償並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための施設休業に伴う補償について、一切の債権債務の存しないことを確認する。

提 案 理 由

議案第4号 常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について

常総広域地域交流センターにおいて、新型コロナウイルス感染症に起因し前指定管理者が指定期間満了前に撤退したことに伴い生じた当組合に対する違約金及び損害の賠償と、当該指定管理者に対する施設休業に伴う補償に関し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,813千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,636,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		12,616	887	13,503
	1 国庫補助金	12,616	887	13,503
6 組 合 債		485,600	△ 31,700	453,900
	1 組 合 債	485,600	△ 31,700	453,900
歳 入 合 計		6,667,063	△ 30,813	6,636,250

2 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		176,531	△ 7,718	168,813
	1 総務管理費	149,511	△ 7,047	142,464
	2 防災費	26,806	△ 671	26,135
3 民生費		90,880	△ 19,713	71,167
	1 社会福祉費	90,880	△ 19,713	71,167
5 土木費		334,402	△ 5,390	329,012
	1 都市計画費	334,402	△ 5,390	329,012
6 消防費		2,826,353	△ 31,708	2,794,645
	1 消防費	2,826,353	△ 31,708	2,794,645
8 予備費		80,607	33,716	114,323
	1 予備費	80,607	33,716	114,323
歳 出 合 計		6,667,063	△ 30,813	6,636,250

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災センター耐火塗装改修事業債	13,800				13,300			
障害者支援施設空調設備更新事業債	66,500				50,900			
介護浴槽購入事業債	5,400				5,200			
スポーツセンター室内温水プール改修事業債	11,700		3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)		9,200			
はしご付消防自動車購入事業債	222,400	普通貸借又は証券発行			219,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
水槽付消防ポンプ自動車購入事業債	58,700				52,400			
高規格救急自動車購入事業債	33,700				31,000			
いばらき消防指令センターコンピュータ関係更新事業債	33,600				33,400			
守谷消防署庁舎改修事業債	7,200				6,800			

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	計
3 国庫支出金		887	12,616	13,503
6 組 合 債		△ 31,700	485,600	453,900
歳 入 合 計	6,667,063	△ 30,813	6,667,063	6,636,250

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	その他	一般財源
				国庫支出金	地方債	
2 総務費	176,531	△ 7,718	168,813		△ 500	△ 7,218
3 民生費	90,880	△ 19,713	71,167		△ 15,800	△ 3,913
5 土木費	334,402	△ 5,390	329,012	△ 2,623	△ 2,500	△ 267
6 消防費	2,826,353	△ 31,708	2,794,645	3,510	△ 12,900	△ 22,318
8 予備費	80,607	33,716	114,323			33,716
歳 出 合 計	6,667,063	△ 30,813	6,636,250	887	△ 31,700	0

2 歳入

(款)3 国庫支出金 (項)1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 土木国庫補助金	7,623	△ 2,623	5,000	1 土木国庫補助金	△ 2,623	社会資本整備総合交付金
3 消防国庫補助金	3,805	3,510	7,315	1 消防国庫補助金	3,510	消防・救急体制整備費補助金
計	12,616	887	13,503			

(款)6 組合債 (項)1 組合債

1 総務債	13,800	△ 500	13,300	1 防災センター債	△ 500	防災センター耐火塗装改修事業債
2 民生債	71,900	△ 15,800	56,100	1 民生債	△ 15,800	障害者支援施設空調設備更新事業債 介護浴槽購入事業債
3 土木債	26,400	△ 2,500	23,900	1 土木債	△ 2,500	スポーツセンター室内温水プール改修事業債
4 消防債	373,500	△ 12,900	360,600	1 消防債	△ 12,900	はしご付消防自動車購入事業債 水槽付消防ポンプ自動車購入事業債 高規格救急自動車購入事業債 いばらき消防指令センターコンピューター関係更新事業債
計	485,600	△ 31,700	453,900			守谷消防署庁舎改修事業債 △ 400

3 歳出

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額	金 額	
1 地域交流センター費	43,585	△ 7,047	36,538		△ 7,047	13 委託料	△ 7,047	指定管理料	
計	149,511	△ 7,047	142,464	0	0				

(款)2 総務費 (項)2 防災費

1 防災センター費	26,806	△ 671	26,135	△ 500	△ 171	13 委託料	△ 286	設計監理委託料 防災センター耐火塗装改修工事設計 監理
計	26,806	△ 671	26,135	0	△ 171	15 工事請負費	△ 385	防災センター耐火塗装改修工事

(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費

1 障害者福祉費	90,880	△ 19,713	71,167	△ 15,800	△ 3,913	13 委託料	△ 2,750	設計監理委託料 障害者支援施設空調設備更新工事 設計監理
計	90,880	△ 19,713	71,167	0	△ 3,913	15 工事請負費 18 備品購入費	△ 16,743 △ 220	障害者支援施設空調設備更新工事 機械器具費 介護浴槽

(款)5 土木費 (項)1 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 其 他	一般財源	区 分	金 額	
1 公園管理費	334,402	△ 5,390	329,012	△ 2,623	△ 2,500	△ 267	13 委託料	△ 5,390	設計監理委託料 スポーツセンター室内温水プール改 修工事実施設計
計	334,402	△ 5,390	329,012	△ 2,623	△ 2,500	0	△ 267		

(款)6 消防費 (項)1 消防費

1 消防総務費	2,407,628	△ 536	2,407,092	3,510	△ 200	△ 3,846	18 備品購入費 19 負担金, 補助及び交付金	△ 295 △ 241	機械器具費 化学防護服, 除染 Tent・除染シャワー 負担金 いばらき消防指令センター負担金
2 消防施設費	418,725	△ 31,172	387,553		△ 12,700	△ 18,472	13 委託料	△ 594	設計監理委託料 守谷消防署庁舎改修工事実施設計
計	2,826,353	△ 31,708	2,794,645	3,510	△ 12,900	0	△ 22,318		車両購入費 〔はしご付消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 高規格救急自動車〕 △ 30,578 △ 20,229 △ 7,480 △ 2,869

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	80,607	33,716	114,323			33,716		33,716	共通分 消防分
計	80,607	33,716	114,323	0	0	33,716			

提 案 理 由

議案第 5 号 令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 6 号）
について

令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）については、歳入歳出それぞれ 3,081 万 3 千円を減額し、歳入歳出総額 66 億 3,625 万円とするものです。

歳入では、国庫支出金の土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の確定により減額し、消防費国庫補助金で補助率が 100%となったことにより増額し、組合債の総務債、民生債、土木債及び消防債で各事業費確定に伴い減額するものです。

歳出では、総務費の地域交流センター費で、前指定管理者との和解により指定管理料を減額し、各事業費の契約額確定により総務費の防災センター費、民生費、土木費及び消防費を減額するものです。

提 案 理 由

議案第6号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和3年度一般会計予算は、歳入歳出総額7億4,352万5千円で、前年度と比較して、5億5,070万7千円、8.4%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で8.7%の増加、組合債で29.2%の増加であります。

歳出の主なものは、衛生費では、ごみ処理施設運転管理委託料の増加により、13.2%の増加であります。

土木費では、設備の老朽化による室内温水プール改修事業の実施等により88.1%の増加であります。

消防費では、人件費及び更新車両の減により、2%の減少であります。